配当公告

高知県高知市万々四八六番地
　破産者　株式会社寿工務店

右の者に対する高知地方裁判所平成二十六年(フ)第一七六号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
　金九三〇、二二八、五四〇円
一、配当することのできる金額
　金五六、〇〇九、〇六〇円

平成二十七年十二月二日
　高知市本町五丁目二番一七号本町ビル四階
　破産管財人　山下　訓生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道紋別郡遠軽町豊里二五二番地、最後の住所北海道紋別郡遠軽町東町三丁目一番地七二
　被相続人　亡　中川　勉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月二日
　北海道紋別郡遠軽町一条通北一丁目三番地五
　相続財産管理人　司法書士　辻　香澄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県仙台市青葉区荒巻中央二〇九番地三一、最後の住所札幌市南区真駒内緑町一丁目一番二〇―三〇七号
　被相続人　亡　矢吹　泰行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月二日
　札幌市中央区南一条西一二丁目新永ビル六階　開本法律事務所
　相続財産管理人　弁護士　開本　英幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県佐波郡玉村町大字下新田一二五番地四、最後の住所本籍と同じ
　被相続人　亡　信澤　光春

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月二日
　事務所　群馬県高崎市問屋町二丁目七番地八　高崎商工会議所ビル五階五〇一号
　相続財産管理人　弁護士　田島　敏之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県川口市大字安行藤八　六二九番地、最後の住所埼玉県川口市大字安行藤八六二九番地
　被相続人　亡　山下　保

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月二日
　埼玉県新座市東北二―三一―一三―九〇四
　ミュージション志木　新座志木法律事務所
　相続財産管理人　弁護士　森田　浩正

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都千代田区麹町六丁目二番地七、最後の住所千葉県勝浦市勝浦三九
　被相続人　亡　永野富貴子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月二日
　事務所千葉県長生郡一宮町一宮二八二一番地一片岡ビルC　上総一宮司法書士事務所
　相続財産管理人　小池　達

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県富山市南新町五六番地、最後の住所東京都江東区東砂四丁目二三番四号古山荘二F
　被相続人　亡　藤木　孝子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月二日
　事務所東京都新宿区新宿一―一五―九さわだビル五階東京共同法律事務所
　相続財産管理人　弁護士　古田　典子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大田区山王二丁目四〇番、最後の住所東京都大田区南馬込一丁目四三番二三―一〇三号
　被相続人　亡　後藤　芳子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月二日
　東京都千代田区丸の内二丁目一番一号丸の内マイプラザあさひ法律事務所
　相続財産管理人　弁護士　宮村　啓太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中野区上鷺宮五丁目八番、最後の住所東京都中野区上鷺宮五丁目八番一一号
　被相続人　亡　丸山　知之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月二日
　事務所東京都千代田区永田町二丁目一一番一号山王パークタワー二一階ＬＭ法律事務所　相続財産管理人　弁護士　島田　敏雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都羽村市羽加美二丁目二五〇番地、最後の住所東京都西多摩郡瑞穂町むさし野二丁目一五番地八
　被相続人　亡　遠矢　徹夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月二日
　東京都港区南青山一―一―一新青山ビル西館一七階グリーンヒル法律特許事務所
　相続財産管理人　弁護士　牧山　美香

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県日光市足尾町赤沢二五七二番地、最後の住所東京都品川区西大井二丁目四番四号特別養護老人ホームロイヤルサニー
　被相続人　亡　亀田　英夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月二日
　東京都千代田区麹町四―八―二六ロイクラトン麹町一階倫総合法律事務所
　相続財産管理人　弁護士　宮川　倫子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都北区中里一丁目一四四番地、最後の住所東京都北区中里一丁目一一番三―二〇二号萩原ビル
　被相続人　亡　萩原　明修

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月二日
　東京都中央区銀座三―八―五銀商ビル四階緑川由香法律事務所
　相続財産管理人　弁護士　緑川　由香
　（登録姓　大井川）

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍川崎市幸区鹿島田三丁目八三番地一二、最後の住所川崎市幸区鹿島田三丁目一番三一号
　被相続人　亡　合原　博史

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月二日
　東京都港区南青山一―一―一新青山ビル西館一七階グリーンヒル法律特許事務所
　相続財産管理人　弁護士　牧山　美香

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県日光市足尾町赤沢二五七二番地、最後の住所東京都品川区西大井二丁目四番四号特別養護老人ホームロイヤルサニー
　被相続人　亡　亀田　英夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月二日
　東京都千代田区麹町四―八―二六ロイクラトン麹町一階倫総合法律事務所
　相続財産管理人　弁護士　宮川　倫子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都北区中里一丁目一四四番地、最後の住所東京都北区中里一丁目一一番三―二〇二号萩原ビル
　被相続人　亡　萩原　明修

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月二日
　東京都中央区銀座三―八―五銀商ビル四階緑川由香法律事務所
　相続財産管理人　弁護士　緑川　由香
　（登録姓　大井川）

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍川崎市幸区鹿島田三丁目八三番地一二、最後の住所川崎市幸区鹿島田三丁目一番三一号
　被相続人　亡　合原　博史

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月二日
　川崎市高津区溝口二丁目三番一〇号内田ビル三階　溝の口法律事務所
　相続財産管理人　弁護士　太田　皓士

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都練馬区立野町甲八九五番地、最後の住所神奈川県平塚市土屋二九六七番地の一はばたき進和
　被相続人　亡　草場　悌

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月二日
　事務所神奈川県小田原市本町一丁目四番七号　朝日生命小田原ビル四〇二　おだわら総合法律事務所
　相続財産管理人　弁護士　長谷川　浩